成人保護サービス (APS) 調査ファクトシート
Adult Protective Services (APS) Investigations Fact Sheet

成人保護サービス (APS) は、貴殿が支援を必要とする成人に対して、虐待、置き去り、経済的搾取、あるいは放置を行った可能性があるとの報告を受け、現在調査しております。 本書は、調査過程、貴殿の権利、およびその他の重要情報をご提供するものです。 調査手続きの一環として APS は記録のレビューを行い、疑いに関するインタビューも行います。

調査の結果では、貴殿に重大な影響を及ぼす可能性があります。
本書をよくお読みください。

貴殿の案件を担当する調査員：
連絡先：

私の権利とは？

- インタビュー中に第三者（例：友人、弁護士、組合代表、家族、保護者など）を同行させる権利があります。
- 英語が貴殿の第一言語でない場合、無料で通訳をご利用いただけます（APS には家族を通訳として使用することは認められていません）。
- インタビューへの参加を拒否し、中止し、または予定を変更する権利があります。
- 疑いに関わる資料や証人を APS に提供する権利があります。

APS はどのように調査結果を私に報告しますか？

- APS は調査中に収集する証拠を基に決定を下します。 APS が下す決定の種類：
  - **事実認定あり：** 申し立てられた事案が発生した可能性が高い
  - **事実認定なし：** 申し立てられた事案が発生しなかった可能性が高い
  - **判定不能：** 申し立てられた事案が発生したかどうかを決定できない。
- APS は、事件が起こった可能性が高いと決定する場合、書留郵便および普通郵便で通知書を送付してお知らせいたします。
- APS は、事件が起こった可能性が低いと決定する場合、口頭で通知いたします。 APS は、要望に応じて書面（通知書）を提供いたします。
- APS は、事件が起こったかどうか決定を下すことができない場合、口頭で通知いたします。 APS は、要望に応じて書面（通知書）を提供いたします。
- APS が現在の住所を把握していない場合、貴殿が重要な郵便物や期限を見落とす可能性があります。

「事実認定あり」の判定が意味することとは？

APS が、虐待、放置、置き去り、または経済的搾取の疑惑を「事実認定あり」と決定した場合、その判定に不服があれば、聴聞会を要請することができます。 聴聞手続きの終了時に APS の決定が支持された場合、貴殿の氏名はレジストリに登録されます。

レジストリに登録されると、支援を必要とする成人、あるいは子どもとの無監視下での接触が行われる一切の場所での仕事やボランティア活動に就けなくなるおそれがあります。現状レジストリからの登録を解除することはできません。

APS の決定に異議を申し立てることはできますか？

- APS が、申し立てられた事案を「**事実認定なし**」または「**判定不能**」と決定した場合、貴殿が何かを行う必要はありません。
- APS が、申し立てられた事案を「**事実認定あり**」と決定し、貴殿がそれに同意できない場合、聴聞会を要請することができます。 APS からの通知書にはその手順が記載されています。

聴聞会を要請するための期限は、当局からの通知書が郵送された日、または直接手渡された日のいずれか早い方から数えて 30 日目の午後 5:00 までとなります。

詳細情報について

APS に関する詳細情報は、オンライン（https://www.dshs.wa.gov/altsa/adult-protective-services-aps）でご確認いただけます。